

長野県告示第367号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成30年5月14日

長野県知事 阿部 守一

茅野市宮川字小早川7287番21、7287番22、7287番29、7287番30、7287番31、7287番47、7365番15、7365番28、7365番44、7365番45、7365番56、7365番59、7376番、7376番2、7377番、7380番1、7414番へ、7434番5、7434番22及び7446番14

産業立地・経営支援課

長野県告示第368号

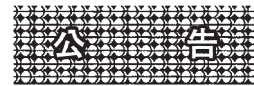
技術専門校の平成31年度の訓練定員を次のように定めました。

平成30年5月14日

長野県知事 阿部 守一

技術専門校名	訓練職種 (訓練科)	定員	
		普通課程	短期課程
長野県長野技術専門校	機械加工科	20人	人
	電気工学科	20	
	製版科	15	
	木造建築科	20	
長野県松本技術専門校	電気工学科	20	
	自動車整備科	50	
	木造建築科	40	
	冷凍空調設備科	40	
長野県岡谷技術専門校	コンピュータ制御科	10	
	機械制御科		10
	電子制御科		10
長野県飯田技術専門校	自動車整備科	40	
	木造建築科	20	
長野県佐久技術専門校	機械加工科	20	
	機械CAD加工科		20
長野県上松技術専門校	木工科	40	

人材育成課



公告

登録販売者試験を次のとおり実施します。

平成30年5月14日

長野県知事 阿部 守一

- 試験日時
平成30年9月5日(水) 午前10時から午後3時30分まで
- 試験場所

試験地区	試験会場
佐久	長野県佐久合同庁舎(佐久市跡部65-1)
伊那	伊那商工会館(伊那市中央4605-8)
松本	安曇野スイス村サンモリッツ 安曇野市豊科南穂高3800-1
長野	松本大学(松本市新村2095-1)
	長野県庁(長野市南長野幅下692-2)
	J A長野県ビル(長野市南長野北石堂町1177-3)

3 試験科目

- 薬事に関する法規と制度
- 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- 人体の働きと医薬品
- 主な医薬品とその作用
- 医薬品の適正使用と安全対策

4 受験手続

- 提出書類
ア 受験願書
イ 写真1枚(出願前6月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの)
- 受験手数料
15,300円(長野県収入証紙により納付してください。)
- 受付期間
平成30年6月4日(月)から6月15日(金)までの土曜日及び日曜日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで(郵送による場合は、平成30年6月15日までの消印があるもの限り受け付けます。)
- 受付場所

ア 次の表に掲げる保健福祉事務所又は長野市保健所

名称	所在地
佐久保健福祉事務所	佐久市跡部65-1
上田保健福祉事務所	上田市材木町1-2-6
諏訪保健福祉事務所	諏訪市上川1-1644-10
伊那保健福祉事務所	伊那市荒井3497
飯田保健福祉事務所	飯田市追手町2-678
木曾保健福祉事務所	木曾郡木曾町福島2757-1
松本保健福祉事務所	松本市島立1020
大町保健福祉事務所	大町市大町1058-2
長野保健福祉事務所	長野市中御所岡田98-1
北信保健福祉事務所	飯山市静間1340-1
長野市保健所	長野市若里6-6-1

- イ 長野県健康福祉部薬事管理課（県庁専用郵便番号380-8570、住所記載不要）
- (5) 受験票の交付
受験願書を受理したときは、後日受験票を交付します。
- (6) 注意事項
ア 提出された受験願書及び受験手数料は一切お返しできません。
イ 受験願書提出後の試験地区の変更はできません。
ウ 松本及び長野地区の試験会場について、受験者が選択することはできません。
エ 平成27年度の試験から受験資格の要件はなくなりました。
- 5 合格発表
平成30年10月5日（金）午前9時に長野県内の保健福祉事務所及び長野市保健所の掲示板並びに長野県公式ホームページにおいて合格者の受験番号を発表するほか、合格者にはその旨を通知します。
- 6 その他
(1) 受験願書に記載していただく個人情報、登録販売者試験の実施に必要であるため記載を求めているものであり、長野県個人情報保護条例の規定に基づき管理するとともに、同条例の規定に基づく場合を除き、当該試験の実施以外の目的で利用等を行うことはありません。
(2) この試験についての問い合わせは、長野県健康福祉部薬事管理課又は長野県内の保健福祉事務所若しくは長野市保健所に行ってください。

薬事管理課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年5月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
上諏訪駅前商業施設（仮称）
諏訪市諏訪1-6-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社諏訪駅前開発
代表取締役 井口 恒雄
諏訪市諏訪1-6-1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ツルヤ
代表取締役社長 掛川 健三
小諸市御幸町2-1-20ほか
- 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成31年2月6日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,344平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の収容台数 370台
(2) 駐輪場の収容台数 211台
(3) 荷さばき施設の面積 111平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 54立方メートル
(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ツルヤ	午前9時	午後8時
5者未定	午前9時	午後8時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	時間帯
1	午前8時30分から午後8時30分まで
2	午前8時30分から午後8時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
入口 3か所 出口 2か所 合計 5か所
(注) 位置は届出書に添付された図面のとおり
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	時間帯
1	午前6時から午後9時まで
2	午前9時から午後9時まで

- 8 届出年月日
平成30年4月23日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課
- 10 縦覧の期間
平成30年5月14日から平成30年9月14日まで
- 11 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 12 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年5月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ムサシプロ安茂里店 アメリカンドラッグ安茂里店
長野市大字安茂里字上河原3597-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
有限会社カクダイ
長野市大字安茂里3644
大井 孝子
長野市大字安茂里3795
大井 斐子
長野市大字安茂里3774
小林 恭子
山形県長井市新町13-19
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
アークランドサカモト(株)	坂本 雅俊	新潟県三条市上須頃445
(株)モリキ	楠 匡志	長野市大豆島4216

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
アークランドサカモト(株)	坂本 雅俊	新潟県三条市上須頃445
(株)モリキ	松本 訓彦	飯山市南町13-3

- 4 変更した年月日
平成28年4月1日
- 5 届出年月日
平成30年4月23日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成30年5月14日から平成30年9月14日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振

興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年5月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ムサシプロ安茂里店 アメリカンドラッグ安茂里店
長野市大字安茂里字上河原3597-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
有限会社カクダイ
長野市大字安茂里3644
大井 孝子
長野市大字安茂里3795
大井 斐子
長野市大字安茂里3774
小林 恭子
山形県長井市新町13-19
- 3 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
アークランドサカモト(株)	午前7時	午後8時
(株)モリキ	午前10時	午後9時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
アークランドサカモト(株)	午前7時	午後8時
(株)モリキ	午前8時	午後11時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前)

時間帯
午前6時30分から午後9時30分まで

(変更後)

時間帯
午前6時30分から午後11時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	2	2
出口	2	2
合計	4	4

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前6時から 午後9時まで	午前6時から 午後9時まで
2	午前7時から 午後1時まで	午前0時から 翌日0時まで

4 変更する年月日

平成30年4月24日

5 届出年月日

平成30年4月23日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

平成30年5月14日から平成30年9月14日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課 創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年5月14日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半スーパーセンター千曲店

千曲市大字内川770ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社綿半ホームエイド

長野市南長池205

3 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	9	7
出口	9	7
合計	18	14

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

4 変更する年月日

平成30年5月10日

5 届出年月日

平成30年4月25日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

平成30年5月14日から平成30年9月14日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課 創業・サービス産業振興室

公告

県営上中堰地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成30年5月14日

長野県知事 阿部守一

1 土地改良事業の名称

県営基幹水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)

2 工事の着手年月日

平成25年8月19日

3 工事の完了年月日

平成30年2月26日

農地整備課

公告

平成30年5月8日、長野県竜西土地改良区の定款変更を認可しました。

平成30年5月14日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

平成30年5月8日、安曇野市豊科総合開発土地改良区の定款変更を認可しました。

平成30年5月14日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

公告

平成30年5月8日、長野県中信平右岸土地改良区の定款変更を認可しました。

平成30年5月14日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成30年5月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称
安曇野都市計画公園 5・5・1号 豊科南部総合公園
- 2 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び安曇野市役所

都市・まちづくり課

公告

伊那市原田井土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成30年5月14日

長野県上伊那地域振興局長 堀田 文雄

理事

新任

氏名 住所

辻本 幸彦 伊那市小沢8035番地

退任

氏名 住所

小林 定人 伊那市小沢7934番地

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年5月14日

長野県松本建設事務所長 藤池 弘

- 1(1) 許可番号
平成30年3月12日 長野県指令29都第30-9号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大字金井字小鍋海道194-1
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東筑摩郡山形村5418-3 シャローム本郷C202
小林 恵輔、小林 育美
- 2(1) 許可番号
平成30年3月27日 長野県松本建設事務所指令29松建第204-3号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
安曇野市豊科580-1、580-6、597-5、606-1、606-2、606-3、607-2、611
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
松本市平田東1丁目29-23
有限会社国建 取締役 荻原 章

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年5月14日

長野県長野建設事務所長 新家 智裕

- 1(1) 許可番号
平成29年9月26日 長野県指令29都第29-2号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上高井郡小布施町大字都住字宮上481-8
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上高井郡小布施町大字都住481-4
吉田 富雄
- 2(1) 許可番号
平成30年2月14日 長野県指令29都第29-17号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市大字村山字土手内373-1、373-2、373-9
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
長野市吉田1-2-6
新井 賢二

都市・まちづくり課